

関係法令

【総合治水条例】平成 24 年 3 月 21 日 条例第 20 号

水は命の源として、私たちに恵みとうるおいをもたらし、古来から生活を支えている。一方で、水は、時として氾濫し、私たちの生活に大きな影響を与えている。

これまでの治水は、雨水を河川等を集めて、早く安全に流すことを基本とし、河川における対策として、ダム、堤防等の設置、河道の拡幅等の整備を進め、下水道における対策として雨水を排水するための管渠等の整備を進めることにより行われてきた。

しかし、河川の上流の周辺では開発が進行して雨水が流出しやすくなり、河川の下流の周辺では高度な都市化が進行して大きな被害が生じやすくなるとともに、近年、台風に伴う大雨のみならず、局地的に集中する大雨が多発することで、従来よりも浸水による被害が拡大している。

こうした状況のもと、これまでの治水対策に加え、地域における特性及び課題に着目し、流域全体で雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる対策及び浸水が発生した場合における被害の軽減を図る対策を効果的に組み合わせる実施する総合治水の必要性が高まっている。

このため、総合治水の基本理念を明らかにするとともに、総合治水に関する施策を定め、もって県、市町及び県民が協働して総合治水を推進することを目的として、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(定義)

第 1 条 この条例において「河川下水道対策」とは、降雨による浸水の発生を防ぐため、河川及び下水道により、雨水を海域まで流下させることをいう。

2 この条例において「流域対策」とは、降雨による浸水の発生を減少させるため、流域（分水界によって囲まれた区域をいう。以下同じ。）内において雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させることをいう。

3 この条例において「減災対策」とは、降雨による浸水が発生した場合においても、浸水による被害を軽減させるため、あらかじめ適切に浸水の発生に備えることをいう。

(基本理念)

第 2 条 総合治水は、河川下水道対策、流域対策及び減災対策を組み合わせることにより、降雨による浸水の発生を抑制し、浸水による被害を軽減することを旨として、県、市町及び県民が相互に連携を図りながら協働して推進されなければならない。

2 前項の総合治水を推進するに当たっては、環境の保全と創造に配慮しなければならない。

(県の責務)

第 3 条 県は、前条各項に定める総合治水の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、総合治水に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、前項の施策の実施に当たっては、国及び市町と連携し、当該施策を効果的に実施するものとする。

(市町の責務)

- 第4条** 市町は、基本理念にのっとり、その区域の特性を生かした総合治水に関する施策を策定し、及び実施するようにするものとする。
- 2 市町は、前項の施策の実施に当たっては、国及び県と連携し、当該施策を効果的に実施するようにするものとする。

(県民の責務)

- 第5条** 県民は、基本理念にのっとり、一人ひとりが雨水の河川等への流出を抑制し、適切に浸水の発生に備えるようにするものとする。
- 2 県民は、国、県及び市町が実施する総合治水に関する施策に協力するものとする。

第2章 地域総合治水推進計画

(地域総合治水推進計画)

- 第6条** 知事は、基本理念にのっとり、総合治水に関する施策の計画的な推進を図るため、流域を基本とし、県民生活並びに産業及び地域の特性を考慮して、知事が別に定める地域（以下「計画地域」という。）ごとに総合治水の推進に関する計画（以下「地域総合治水推進計画」という。）を定めなければならない。
- 2 地域総合治水推進計画は、計画地域における次に掲げる事項について定める。
- (1) 総合治水の基本的な目標に関する事項
 - (2) 総合治水の推進に関する基本的な方針
 - (3) ダム、堤防、管渠等の整備に係る事項その他の河川下水道対策に関する事項
 - (4) 調整池、雨水を貯留し浸透させる機能を備えるべき施設、貯水施設及びポンプ施設に係る事項その他の流域対策に関する事項
 - (5) 耐水機能を備えるべき施設に係る事項その他の減災対策に関する事項
 - (6) 環境の保全と創造への配慮に関する事項
 - (7) その他総合治水を推進するに当たって必要な事項

(総合治水推進協議会)

- 第7条** 知事は、地域総合治水推進計画を策定するに当たっては、計画地域ごとの総合治水推進協議会（以下「協議会」という。）において、広く県民から意見を聴くものとする。
- 2 協議会は、計画地域をその管轄区域に含む市町の長、関係行政機関の職員、計画地域の住民その他の知事が指名する者により構成する。

第3章 河川下水道対策

(河川の整備及び維持)

- 第8条** 知事は、その管理する河川について、次に掲げるところにより河川の整備及び維持を行うものとする。
- (1) ダムの設置、河道の拡幅、堤防の設置、河床の掘削等の対策を、計画的に、かつ、効果

的に組み合わせて行うこと。

- (2) 大雨が予想される場合において操作規則に基づきダムから放流を行うこと等のダムその他の河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 3 条第 2 項に規定する河川管理施設の適正な管理を行うこと。
- (3) 河川内の樹木、土砂等の流水の妨げとなる物の撤去等を行うこと。
- (4) 降雨による氾濫により過去に著しい浸水による被害が発生した河川にあつては、同様の降雨があつたときにおいても浸水による被害が軽減できるよう、河道の拡幅、堤防の補強等を行うこと。
- (5) 流水を流下させる能力が下流に比べて著しく低い箇所がある河川にあつては、当該能力を向上させるため、河床の掘削等を行うこと。

2 知事は、前項の河川の整備及び維持に当たっては、次に掲げる事項に特に留意するものとする。

- (1) 貴重な動植物の生息環境又は生育環境の保全に努めること。
- (2) 流域の歴史及び文化への配慮に努めること。
- (3) 景観との調和に努め、県民が河川に親しむ空間の確保に努めること。

（下水道の整備及び維持）

第 9 条 県は、流域下水道（下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 4 号の流域下水道をいう。）に係る管渠、ポンプ施設等の整備及び維持を行うものとする。

第 4 章 流域対策

第 1 節 調整池の設置及び保全

（開発行為に伴う調整池の設置）

第 10 条 土地の形質を変更する行為（以下「開発行為」という。）をしようとする者は、規則で定める基準に照らし、当該開発行為をしようとする土地の現に有する浸水による被害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域において浸水による被害を発生させる可能性が高まると認められる場合には、雨水を一時的に貯留し、雨水の流出を抑制する調整池であつて、その可能性を低減するために必要かつ相当な機能を有するものを設置するようにならなければならない。

（重要調整池の設置）

第 11 条 規模が 1 ヘクタール以上の開発行為（規則で定める開発行為を除く。）であつて、前条の規則で定める基準に照らし、当該開発行為をしようとする土地の現に有する浸水による被害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域において浸水による被害を発生させる可能性が高まると認められる開発行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 開発行為を行う土地の所在地
- (3) 開発行為の目的
- (4) 開発行為を行う土地の利用の現況及び開発行為を行った後の土地の利用の状況
- (5) 前条の規則で定める基準に照らして想定される雨水が流出する量の変化

(6) 調整池の設置に関する計画

(7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の開発行為をする者（以下「開発者」という。）は、規則で定める技術的基準に適合する調整池（以下「重要調整池」という。）を設置しなければならない。

（開発者への措置命令）

第 12 条 知事は、前条第 2 項に違反して、調整池を設置しない開発者に対し、期限を定めて、重要調整池の設置を命ずることができる。

2 知事は、開発者が設置する調整池が、前条第 2 項の技術的基準に適合しないと認めるときは、当該開発者に対し、当該調整池を当該技術的基準に適合させるために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（重要調整池の設置の完了の届出等）

第 13 条 開発者は、調整池の設置に係る工事が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、設置された調整池について検査を行い、第 11 条第 2 項の技術的基準に適合すると認めるときは、その旨を告示するものとする。

（重要調整池の所有者等の義務）

第 14 条 重要調整池の所有者（所有者以外に当該重要調整池の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者）（以下「重要調整池の所有者等」という。）は、その重要調整池の機能を維持するため、適正な管理を行わなければならない。

2 重要調整池について、前項の機能が失われたときは、重要調整池の所有者等は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 重要調整池の所有者等が変更したときは、新たに重要調整池の所有者等となった者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

（重要調整池の所有者等に対する措置命令）

第 15 条 知事は、前条第 1 項の重要調整池の所有者等が同項の規定に違反して適正な管理を怠ったときは、同項の重要調整池の所有者等に対し、重要調整池に堆積した土砂等の撤去その他重要調整池の機能を維持するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（重要調整池の所有者等の義務の免除）

第 16 条 知事は、浸水による被害を発生させるおそれが減少し、又は公益上の理由が認められる場合には、第 14 条第 1 項の義務を免除することができる。

2 前項の規定による義務の免除は、その旨を告示してする。

（重要調整池以外の調整池の管理）

第 17 条 重要調整池以外の調整池の所有者（所有者以外に当該調整池の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者）は、その調整池が有する雨水の流出を抑制する機能を維持するため、適正な管理をするようにしなければならない。

（指定調整池の指定）

第 18 条 知事は、重要調整池以外の調整池であって、計画地域における流域対策において、雨水の流出を抑制する機能の維持が特に必要と認める調整池を指定調整池として指定することができる。

2 知事は、指定調整池を指定しようとするときは、あらかじめ、その所有者の同意を得るものとする。

3 第1項の規定による指定は、その旨を告示してする。

(指定調整池の所有者等の義務)

第19条 指定調整池の所有者（所有者以外に当該指定調整池の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者）（以下「指定調整池の所有者等」という。）は、前条第1項の指定の際、現に当該指定調整池が有する雨水の流出を抑制する機能を維持するため、指定調整池について適正な管理を行わなければならない。

2 指定調整池について、前項の機能が失われたときは、指定調整池の所有者等は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 指定調整池の所有者等が変更したときは、新たに指定調整池の所有者等となった者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(指定の解除)

第20条 知事は、公益上の理由その他特別の理由があるときは、指定調整池の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除は、その旨を告示してする。

第2節 土地等の雨水貯留浸透機能

(土地等の雨水貯留浸透機能)

第21条 校庭、公園、駐車場その他の広い土地を利用した施設の所有者又は工事の請負契約の注文者若しくは請負契約によらないで自らその工事をする者（以下この節において「所有者等」という。）は、その四方に雨水を貯留するための壁を設置すること、雨水を浸透させる舗装を施すことその他の雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる措置を講ずることにより、これらの施設に雨水貯留浸透機能（雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能をいう。以下同じ。）を備えるとともに、これらの施設の雨水貯留浸透機能を維持するようにしなければならない。

2 庁舎、病院、体育館その他の大規模な建物又は工作物の所有者等は、その敷地又は地下に雨水を貯留する設備を設置すること等により、これらの建物又は工作物に雨水貯留浸透機能を備えるとともに、これらの建物又は工作物の雨水貯留浸透機能を維持するようにしなければならない。

3 住宅、店舗その他の小規模な建物又は工作物の所有者等は、雨水の簡易な貯水槽を設置すること等により、これらの建物又は工作物に雨水貯留浸透機能を備えるとともに、これらの建物又は工作物の雨水貯留浸透機能を維持するようにしなければならない。

4 水田、ため池その他の雨水貯留浸透機能を現に有する施設の所有者は、水田に堰板を設置すること、ため池の堤を高くすること等により、これらの施設の雨水貯留浸透機能を高めるとともに、これらの施設の雨水貯留浸透機能を維持するようにしなければならない。

(指定雨水貯留浸透施設の指定)

第22条 知事は、前条各項に規定する施設に係る土地又は建物若しくは工作物（建物又は工作物に関する工事により新たに建築する建物又は工作物を含む。以下「土地等」という。）に雨

水貯留浸透機能を備え、又は維持することが計画地域における流域対策に特に必要と認める場合には、当該土地等を指定雨水貯留浸透施設として指定することができる。

- 2 知事は、指定雨水貯留浸透施設を指定しようとするときは、あらかじめ、その所有者等の同意を得るものとする。
- 3 第1項の規定による指定は、その旨を告示してする。

(指定雨水貯留浸透施設の所有者等の義務)

第23条 指定雨水貯留浸透施設の所有者等は、その指定雨水貯留浸透施設に対し、雨水貯留浸透機能を備えるとともに、その雨水貯留浸透機能を維持しなければならない。

- 2 前項の規定により、指定雨水貯留浸透施設に雨水貯留浸透機能を備えようとする者は、その備える雨水貯留浸透機能について、あらかじめ、知事と協議しなければならない。

(指定雨水貯留浸透施設の所有者等の届出)

第24条 前条第1項に規定する者が同項の規定により新たに雨水貯留浸透機能を備えたときは、当該者は、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2 指定雨水貯留浸透施設の雨水貯留浸透機能が失われたときは、当該指定雨水貯留浸透施設の所有者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 指定雨水貯留浸透施設の所有者が変更したときは、新たに所有者となった者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(指定の解除)

第25条 知事は、指定雨水貯留浸透施設に関する工事の中止その他の雨水貯留浸透機能を備え、又は維持できない正当な理由があるときは、指定雨水貯留浸透施設の指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による解除は、その旨を告示してする。

第3節 貯水施設の雨水貯留容量の確保

(貯水施設による雨水貯留容量の確保)

第26条 利水ダム、ため池その他の雨水を貯留し、利用する目的で設置された貯水施設の管理者は、雨水を貯留するに当たっては、あらかじめその貯水量を減じる等の適切な措置により、大雨に伴う雨水を貯留する容量（以下「雨水貯留容量」という。）を確保するようにしなければならない。

(指定貯水施設の指定)

第27条 知事は、前条の適切な措置を行うことが計画地域における流域対策に特に必要と認める貯水施設を指定貯水施設として指定することができる。

- 2 知事は、指定貯水施設を指定しようとするときは、あらかじめ、その管理者の同意を得るものとする。
- 3 第1項の規定による指定は、その旨を告示してする。

(指定貯水施設の管理者の義務)

第28条 指定貯水施設の管理者は、第26条に規定する適切な措置により、雨水貯留容量を確保しなければならない。

- 2 前項の規定により、指定貯水施設において適切な措置を行おうとする者は、その行う適切な

措置について、あらかじめ、知事と協議しなければならない。

(指定貯水施設の管理者の届出)

第 29 条 指定貯水施設の雨水貯留容量の確保を休止し、又は雨水を貯留する用途を廃止するときは、その管理者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 指定貯水施設の管理者が変更したときは、新たに管理者となった者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(指定の解除)

第 30 条 知事は、雨水を貯留する用途の廃止その他の雨水貯留容量を確保することができない正当な理由があるときは、指定貯水施設の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除は、その旨を告示してする。

第 4 節 ポンプ施設との調整

(ポンプ施設の管理者の義務)

第 31 条 堤内地にたまった水を河川に排水するためのポンプ施設（河川法第 3 条第 2 項に規定する河川管理施設であるものを除く。以下この節において単に「ポンプ施設」という。）の管理者は、当該河川が増水し、堤防の決壊等による浸水による被害が発生するおそれが生じている場合においては、当該河川への排水を行わない等のポンプ施設の適切な操作をするようにしなければならない。

(指定ポンプ施設の指定)

第 32 条 知事は、前条の適切な操作を行うことが計画地域における流域対策に特に必要と認めるポンプ施設を指定ポンプ施設として指定することができる。

2 知事は、指定ポンプ施設を指定しようとするときは、あらかじめ、その管理者の同意を得るものとする。

3 知事は、指定ポンプ施設を指定しようとするときは、あらかじめ、当該指定ポンプ施設をその区域に含む市町の長の意見を聴くものとする。

(指定ポンプ施設の排水計画の策定)

第 33 条 指定ポンプ施設の管理者は、当該指定ポンプ施設が排水する河川が増水している場合における当該ポンプ施設の計画的な操作を行うため、河川の水位に応じた適切なポンプ施設の操作を定めた計画（以下「排水計画」という。）を策定しなければならない。

2 指定ポンプ施設の管理者は、排水計画の策定に当たっては、あらかじめ、知事と協議し、その同意を得なければならない。

3 知事は、前項の同意をするに当たっては、あらかじめ、当該指定ポンプ施設をその区域に含む市町の長の意見を聴くものとする。

(指定ポンプ施設の管理者の義務)

第 34 条 指定ポンプ施設の管理者は、排水計画に従って、指定ポンプ施設の操作を行わなければならない。

2 指定ポンプ施設の用途を廃止したときは、その管理者は、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

- 3 指定ポンプ施設の管理者が変更したときは、新たに管理者となった者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(指定の解除)

- 第 35 条** 知事は、指定ポンプ施設について、その用途が廃止されたときは、その指定を解除するものとする。

第 5 節 遊水機能の維持

- 第 36 条** 河川の増水に伴って浸水が生じることにより河川の流水及び雨水を一時的に貯留する機能（以下「遊水機能」という。）を現に有する農地等の土地の所有者は、その土地の遊水機能の維持に努めなければならない。

第 6 節 森林の整備及び保全

- 第 37 条** 森林の所有者又は森林を使用収益する権原を有する者は、森林の有する雨水の浸透及び滞留の機能並びに県土の保全の機能が確保されることを旨として、その森林の整備及び保全が図られるようにしなければならない。

- 2 県は、市町と連携し、間伐に対する支援、土砂の流出を防止する施設の設置等の森林の整備及び保全に資する施策を講ずるものとする。

第 5 章 減災対策

第 1 節 浸水に関する情報

(浸水が想定される区域の指定)

- 第 38 条** 知事は、河川（河川法第 9 条第 2 項、第 10 条第 1 項及び第 11 条第 1 項の規定に基づき知事が管理する河川のうち、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 10 条第 2 項、第 11 条第 1 項又は第 13 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により指定された河川を除く。）について、浸水による被害の軽減を図るため、規則で定めるところにより、降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を指定するものとする。

- 2 前項の規定による指定は、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を明らかにしてするものとする。

- 3 知事は、第 1 項の規定による指定をしたときは、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表し、県民に周知をするとともに、関係市町の長に通知しなければならない。

- 4 前 2 項の規定は、第 1 項の規定による指定の変更について準用する。

- 5 知事は、市町の長に対し、その所管する河川、下水道その他の水路について前各項の規定による措置と同様の措置を講ずるとともに、第 3 項の県民への周知に協力し、浸水からの円滑かつ迅速な避難を確保するための措置を講ずるよう求めるものとする。

(県民の情報の把握)

- 第 39 条** 県民は、国、県及び市町が公表した浸水が想定される区域に関する情報を把握するよう努めなければならない。

- 2 県民は、前条第 3 項の周知に協力するようにしなければならない。

(浸水による被害の発生に係る情報の伝達)

第40条 県は、浸水を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するための市町による活動を円滑に進められるよう、水防法の規定に基づくもののほか、管理する河川及び下水道についての水位、雨量等の情報を市町及び県民に逐次提供するとともに、避難の指示等についての判断に資する情報を市町に提供するものとする。

2 県は、市町に対し、前項の水位、雨量等の情報の県民への提供に協力するよう求めるものとする。

3 県民は、国、県及び市町が提供する浸水による被害及び避難に関する情報を把握し、他の県民にそれらの情報を伝え、自ら及びそれぞれの安全を確保するよう努めなければならない。

(浸水による被害の軽減に関する学習)

第41条 県民は、浸水による被害の軽減を図るためには、県民一人ひとりが浸水による被害を軽減する適切な対策を講ずることが重要であることを認識し、自ら浸水による被害及びこれに対する適切な対策について学習するように努めなければならない。

2 県は、浸水による被害及びこれに対する適切な対策に関する知識を県民に対し普及し、その学習を支援するとともに、市町に対し、同様の施策を講ずるよう求めるものとする。

第2節 浸水による被害の軽減のための体制の整備

(浸水による被害の軽減のための体制の整備)

第42条 県は、浸水を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するため、市町と連携し、第40条第1項の情報の提供等を適切に行うことができる体制の整備を行うものとする。

(訓練の実施)

第43条 県は、浸水を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するための訓練を行うとともに、市町に対し、単独で又は県と連携して、住民を対象とした同様の訓練を行うよう求めるものとする。

2 県民は、前項の訓練に参加するよう努めなければならない。

第3節 建物等の耐水機能

(建物等の耐水機能)

第44条 建物又は工作物の所有者又は建物若しくは工作物に関する工事の請負契約の注文者若しくは請負契約によらないで自らその工事をする者（以下この節において「所有者等」という。）は、敷地の地形、第39条第1項の情報その他の事情に照らして浸水が見込まれるときは、建物又は工作物（建物又は工作物に関する工事により新たに建築する建物又は工作物を含む。以下「建物等」という。）の床を高くし、建物等の機能の維持に重要な電気設備等を高所に設置し、地階への雨水の流入を防ぐ等の浸水による被害を軽減する耐水機能を建物等に備え、その耐水機能を維持するようにしなければならない。

(指定耐水施設の指定)

第45条 知事は、計画地域における防災の拠点としての用途を有する建物等その他の当該計画地域において浸水が生じた場合においてその用途を維持するために、耐水機能を備えることが計画地域における減災対策に特に必要と認める建物等を指定耐水施設として指定することができる。

2 知事は、指定耐水施設を指定しようとするときは、あらかじめ、その所有者等の同意を得るものとする。

3 第1項の規定による指定は、その旨を告示してする。

(指定耐水施設の所有者等の義務)

第46条 指定耐水施設の所有者等は、その指定耐水施設に対し、耐水機能を備えるとともに、その耐水機能を維持しなければならない。

2 前項の規定により、指定耐水施設に耐水機能を備えようとする者は、その備える耐水機能について、あらかじめ、知事と協議しなければならない。

(指定耐水施設の所有者等の届出)

第47条 前条に規定する者が同条の規定により新たに耐水機能を備えたときは、当該者は、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 指定耐水施設の耐水機能が失われたときは、当該指定耐水施設の所有者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 指定耐水施設の所有者が変更したときは、新たに所有者となった者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(指定の解除)

第48条 知事は、指定耐水施設に関する工事の中止その他の耐水機能を備え、又は維持できない正当な理由があるときは、指定耐水施設の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除は、その旨を告示してする。

(集落の浸水による被害の防止)

第49条 県は、集落の浸水による被害を防止するため、二線堤又は輪中堤（河川法第3条第2項の河川管理施設である堤防とは別に同法第6条第1項の河川区域及び同法第54条第1項の河川保全区域以外の土地に帯状に設ける堤防又は集落を囲んで設ける堤防をいう。）を設置する事業をし、又は集落の地盤を周囲の土地よりも高くする事業をすることができる。

2 市町は、その区域内の集落の浸水の被害を防止するため、県が実施する前項の事業に協力するとともに、単独で又は県と共同で同項の事業と同様の事業を行うよう努めるものとする。

3 県民は、前2項の事業に協力するようにしなければならない。

第4節 浸水による被害からの早期の生活の再建

(浸水による被害からの早期の生活の再建への備え)

第50条 県民は、浸水による被害を受けた場合に早期に自立した生活を再建するため、兵庫県住宅再建共済制度条例（平成17年兵庫県条例第41号）第3条第1項に基づき県が実施する共済制度等への加入、損害保険契約（水害に伴う偶然の事故によって生ずることのある損害を填補することを約する契約をいう。）の締結等を通じ、生活基盤の回復に備えるように努めなければならない。

第6章 県民相互及び他の行政機関との連携

(県民相互の連携)

第51条 県民は、相互に連携して総合治水に資する自主的な活動を行い、その活動を行う団体

を組織し相互に連携させる等の方法により、協働による総合治水に取り組むよう努めるものとする。

2 県は、前項の県民相互又は団体相互の連携に資する施策を行うものとする。

(土地利用計画策定者との連携)

第 52 条 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 4 条第 1 項に規定する都市計画その他法令の規定による土地の利用に関する計画を定める者は、総合治水を推進する県と連携して、当該土地の利用に関する計画を定めるものとする。

2 知事は、前項の者に対し、同項の土地の利用に関する計画を定めるに当たっては、当該土地の河川の整備の状況、災害の発生のおそれの有無、水源の涵養の必要性等を考慮するよう求めるものとする。

(河川管理者との連携)

第 53 条 河川法第 7 条の知事以外の河川管理者及び同法第 100 条第 1 項の準用河川を管理する市町長は、総合治水を推進する県と連携して、その管理する河川及び準用河川の整備及び維持を行うものとする。

2 知事は、河川法第 7 条の知事以外の河川管理者に対し、その管理する河川の整備及び維持に当たっては、第 8 条第 1 項に規定するところにより行い、同条第 2 項各号に掲げる事項に特に留意するよう求めるものとする。

3 知事は、河川法第 100 条第 1 項の準用河川を管理する市町長に対し、その管理する準用河川の整備及び維持に当たっては、第 8 条第 1 項に規定するところにより行い、同条第 2 項各号に掲げる事項に特に留意するよう求めるものとする。

(下水道管理者との連携)

第 54 条 下水道法第 3 条第 1 項又は第 26 条第 1 項の規定に基づき公共下水道又は都市下水路を管理する市町は、総合治水を推進する県と連携して、その管理する公共下水道又は都市下水路の整備及び維持を行うものとする。

2 知事は、前項の市町に対し、公共下水道又は都市下水路の整備及び維持に当たっては、次に掲げる事項に特に留意するよう求めるものとする。

(1) 雨水を排水するための管渠、ポンプ施設、雨水を貯留するための設備等を効果的に組み合わせること。

(2) 浸水による被害の発生の状況等を勘案して必要な地域に重点的に行うこと。

第 7 章 雑則

(立入検査)

第 55 条 知事は、第 11 条から第 15 条までの規定の施行に必要な限度において、当該職員に、開発行為の対象である土地、重要調整池その他の場所に立ち入り、開発行為をしようとする者、重要調整池の所有者等その他の者の帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問をさせることができる。

2 当該職員は、前項の規定により立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならぬ

い。

(条例の適用除外)

第 56 条 第 4 章第 1 節から第 4 節まで及び第 44 条から第 48 条までの規定と同等以上の内容を規定する条例を制定している規則で定める市町の区域におけるこれらの規定の適用については、規則で定める。

(補則)

第 57 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 8 章 罰則

(罰則)

第 58 条 第 12 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 15 条の規定による命令に違反した者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 59 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 11 条第 1 項の規定による届出について虚偽の届出をした者

(2) 第 55 条第 1 項の規定による質問に対して虚偽の陳述をした者

第 60 条 第 11 条第 1 項の規定による届出をしなかった者又は第 55 条第 1 項の規定による立入検査を拒み、妨げ、忌避し、若しくは質問に対して陳述しない者は、20 万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第 61 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前 3 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 11 条から第 16 条まで、第 55 条及び第 8 章の規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に定める日前において、開発行為を行うにつき法令上の許可又は認可を必要とする者が当該許可又は認可を求める申請を行った場合における当該申請に係る開発行為については、第 11 条及び第 12 条の規定は、適用しない。

【総合治水条例施行規則】平成 24 年 3 月 30 日 規則第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、総合治水条例（平成 24 年兵庫県条例第 20 号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(調整池の設置を要する開発行為の基準)

第 2 条 条例第 10 条に規定する規則で定める基準は、土地の形質を変更する行為（以下「開発行為」という。）をしようとする者の行う開発行為が、その開発行為をしようとする土地の雨水流出量（土地に浸透又は滞留をせずに流出する雨水の量をいう。以下同じ。）の増加をもたらす開発行為に該当することとする。

2 前項の雨水流出量の増加は、開発行為をしようとする土地について、開発行為をした後の当該土地の別表左欄の別に応じ同表右欄に定める係数を当該土地の同表左欄の別ごとの面積に乗じたものの総和を当該土地の全体の面積で除した数（以下「流出係数」という。）が、開発行為をする前の当該土地について算定した流出係数と比べて上回る場合に生じるものとみなす。

(指定調整池の指定の告示)

第 3 条 条例第 18 条第 3 項の規定による告示は、次に掲げる事項を明示して行うものとする。

- (1) 指定する調整池の所在地
- (2) 指定する調整池の所有者（所有者以外に当該調整池の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 指定する理由

(指定調整池の所有者等の届出)

第 4 条 条例第 19 条第 2 項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に、写真その他の指定調整池の機能が失われた状況を示す書類を添付してしなければならない。

- (1) 指定調整池の所在地
 - (2) 指定調整池の所有者（所有者以外に当該指定調整池の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者）（以下「指定調整池の所有者等」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (3) 機能が失われた日
 - (4) 機能が失われた理由
- 2 条例第 19 条第 3 項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に、土地の登記事項証明書その他の指定調整池の所有者等が変更したことを証する書類を添付してしなければならない。
- (1) 指定調整池の所在地
 - (2) 新たに指定調整池の所有者等となった者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (3) 指定調整池の所有者等を変更した日

(指定調整池の指定の解除の告示)

第5条 条例第20条第2項の規定による告示は、次に掲げる事項を明示して行うものとする。

- (1) 指定調整池の所在地
- (2) 指定調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 指定を解除する理由

(指定雨水貯留浸透施設の指定の告示)

第6条 条例第22条第3項の規定による告示は、次に掲げる事項を明示して行うものとする。

- (1) 指定する土地等（条例第22条第1項に規定する土地等をいう。以下同じ。）の所在地
- (2) 指定する土地等の土地又は建物若しくは工作物の別及びその用途
- (3) 指定する土地等の所有者等（条例第21条第1項に規定する所有者等をいう。第8条から第10条までにおいて同じ。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (4) 指定する理由

(雨水貯留浸透機能の指針)

第7条 知事は、指定雨水貯留浸透施設に備えるべき雨水貯留浸透機能の指針を定めるものとする。

(雨水貯留浸透機能に係る知事との協議)

第8条 条例第23条第2項の規定による協議は、次に掲げる事項を記載した協議書に、雨水貯留浸透機能を備えるために整備しようとする設備の設計書その他の雨水貯留浸透機能の内容を示す書類を添付してしなければならない。

- (1) 指定雨水貯留浸透施設の所在地
- (2) 指定雨水貯留浸透施設の土地又は建物若しくは工作物の別及びその用途
- (3) 指定雨水貯留浸透施設の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (4) 備えようとする雨水貯留浸透機能の内容

(指定雨水貯留浸透施設の所有者等の届出)

第9条 条例第24条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に、写真その他の雨水貯留浸透機能が備えられた状況を示す書類を添付してしなければならない。

- (1) 指定雨水貯留浸透施設の所在地
- (2) 指定雨水貯留浸透施設の土地又は建物若しくは工作物の別及びその用途
- (3) 指定雨水貯留浸透施設の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (4) 備えられた雨水貯留浸透機能の内容

2 条例第24条第2項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に、写真その他の雨水貯留浸透機能が失われた状況を示す書類を添付してしなければならない。

- (1) 指定雨水貯留浸透施設の所在地
- (2) 指定雨水貯留浸透施設の土地又は建物若しくは工作物の別及びその用途
- (3) 指定雨水貯留浸透施設の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- (4) 雨水貯留浸透機能が失われた日
- (5) 雨水貯留浸透機能が失われた理由

3 条例第 24 条第 3 項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に、指定雨水貯留浸透施設に係る登記事項証明書その他の所有者の変更の事実を証する書類を添付してしなければならない。

- (1) 指定雨水貯留浸透施設の所在地
- (2) 指定雨水貯留浸透施設の土地又は建物若しくは工作物の別及びその用途
- (3) 新たに指定雨水貯留浸透施設の所有者となった者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (4) 所有者を変更した日

(指定雨水貯留浸透施設の指定の解除の告示)

第 10 条 条例第 25 条第 2 項の規定による告示は、次に掲げる事項を明示して行うものとする。

- (1) 指定雨水貯留浸透施設の所在地
- (2) 指定雨水貯留浸透施設の土地又は建物若しくは工作物の別及びその用途
- (3) 指定雨水貯留浸透施設の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (4) 指定を解除する理由

(指定貯水施設の指定の告示)

第 11 条 条例第 27 条第 3 項の規定による告示は、次に掲げる事項を明示して行うものとする。

- (1) 指定する貯水施設の所在地
- (2) 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (3) 指定する理由

(雨水貯留容量を確保するための措置の指針)

第 12 条 知事は、指定貯水施設の管理者が講ずべき雨水貯留容量（条例第 26 条に規定する雨水貯留容量をいう。以下同じ。）を確保するための措置の指針を定めるものとする。

(指定貯水施設における措置に係る知事との協議)

第 13 条 条例第 28 条第 2 項の規定による協議は、次に掲げる事項を記載した協議書によってしなければならない。

- (1) 指定貯水施設の所在地
- (2) 指定貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (3) 雨水貯留容量を確保するための措置の内容

(指定貯水施設の管理者の届出)

第 14 条 条例第 29 条第 1 項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書によってなければならない。

- (1) 指定貯水施設の所在地
- (2) 指定貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(3) 指定貯水施設の雨水貯留容量を確保するための措置を休止し、又は雨水を貯留する用途を廃止する日

(4) 雨水貯留容量を確保するための措置を休止し、又は雨水を貯留する用途を廃止する理由

2 条例第 29 条第 2 項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に、契約書その他の管理者の変更の事実を証する書類を添付してしなければならない。

(1) 指定貯水施設の所在地

(2) 新たに指定貯水施設の管理者となった者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 管理者を変更した日

(指定貯水施設の指定の解除の告示)

第 15 条 条例第 30 条第 2 項の規定による告示は、次に掲げる事項を明示して行うものとする。

(1) 指定貯水施設の所在地

(2) 指定貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 指定を解除する理由

(排水計画の指針)

第 16 条 知事は、指定ポンプ施設の管理者が策定すべき条例第 33 条第 1 項に規定する排水計画の指針を定めるものとする。

(指定ポンプ施設に係る知事との協議)

第 17 条 条例第 33 条第 2 項の規定による協議は、次に掲げる事項を記載した協議書に、同条第 1 項に規定する排水計画の案を添付してしなければならない。

(1) 指定ポンプ施設の所在地

(2) 指定ポンプ施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(指定ポンプ施設の管理者の届出)

第 18 条 条例第 34 条第 2 項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書によってしなければならない。

(1) 指定ポンプ施設の所在地

(2) 指定ポンプ施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 用途を廃止した日

(4) 用途を廃止した理由

2 条例第 34 条第 3 項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に、契約書その他の管理者の変更の事実を証する書類を添付してしなければならない。

(1) 指定ポンプ施設の所在地

(2) 新たに指定ポンプ施設の管理者となった者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 管理者を変更した日

(浸水が想定される区域の指定)

第 19 条 条例第 38 条第 1 項に規定する降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域の指定は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項に規定する国土交通省令で定めるところに準じて行うものとする。

（指定耐水施設の指定の告示）

第 20 条 条例第 45 条第 3 項の規定による告示は、次に掲げる事項を明示して行うものとする。

- (1) 指定する建物等（条例第 44 条に規定する建物等をいう。以下同じ。）の所在地
- (2) 指定する建物等の用途
- (3) 指定する建物等の所有者等（条例第 44 条に規定する所有者等をいう。第 22 条から第 24 条までにおいて同じ。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (4) 指定する理由

（耐水機能の指針）

第 21 条 知事は、指定耐水施設に備えるべき耐水機能の指針を定めるものとする。

（指定耐水施設に係る知事との協議）

第 22 条 条例第 46 条第 2 項の規定による協議は、次に掲げる事項を記載した協議書に、耐水機能に関する設計書その他の耐水機能の内容を示す書類を添付してしなければならない。

- (1) 指定耐水施設の所在地
- (2) 指定耐水施設の用途
- (3) 指定耐水施設の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (4) 備えようとする耐水機能の内容

（指定耐水施設の所有者等の届出）

第 23 条 条例第 47 条第 1 項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に、写真その他の耐水機能が備えられた状況を示す書類を添付してしなければならない。

- (1) 指定耐水施設の所在地
- (2) 指定耐水施設の用途
- (3) 指定耐水施設の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (4) 備えられた耐水機能の内容

2 条例第 47 条第 2 項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に、写真その他の耐水機能が失われた状況を示す書類を添付してしなければならない。

- (1) 指定耐水施設の所在地
- (2) 指定耐水施設の用途
- (3) 指定耐水施設の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (4) 耐水機能が失われた日
- (5) 耐水機能が失われた理由

3 条例第 47 条第 3 項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に、指定耐水施設に係る登記事項証明書その他の所有者の変更の事実を証する書類を添付してしなければな

らない。

- (1) 指定耐水施設の所在地
- (2) 指定耐水施設の用途
- (3) 新たに指定耐水施設の所有者となった者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (4) 所有者を変更した日

(指定耐水施設の指定の解除の告示)

第 24 条 条例第 48 条第 2 項の規定による告示は、次に掲げる事項を明示して行うものとする。

- (1) 指定耐水施設の所在地
- (2) 指定耐水施設の用途
- (3) 指定耐水施設の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (4) 指定を解除する理由

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(重要調整池に係る技術的基準等)

2 条例第 11 条第 2 項の規定による技術的基準その他の重要調整池に関する規則に委任された事項については、条例附則第 1 項ただし書に定める日までに必要な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。